

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 27 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長より別紙のとおり通知があったので、お知らせ致します。